

# 社会福祉施設等整備費補助に係る工事請負等契約手続基準

さいたま市保健福祉局  
さいたま市子ども未来局

## 1 目的

この基準は、社会福祉法人等がさいたま市の補助を受けて行う社会福祉施設等の整備に関する工事請負等契約に係る手続を定め、さいたま市が支出する補助金の透明性及び公平性を確保し、補助事業の適切な執行を図ることを目的とする。

## 2 定義

この要綱における用語の定義は、法令に定めるもののほか、以下によるものとする。

- ① 社会福祉法人等 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）に定める社会福祉法人、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める会社その他の法人で、社会福祉施設等を整備しようとする者をいう。
- ② 補助事業 さいたま市の補助を受けて行う社会福祉施設等の整備をいう。
- ③ 所管課長 補助事業を所管する長をいう。
- ④ 理事会等 社会福祉法人等の意思決定を行う機関をいい、社会福祉法人においては、その定款に定める理事会、社会福祉法人以外においては、この規定の趣旨を踏まえた理事会その他の意思決定機関をいう。

## 3 対象契約

この基準が対象とする契約は、社会福祉法人等がさいたま市からの補助を受けて行う工事請負等契約（社会福祉施設等の整備工事に伴うものに限る。）とする。

## 4 契約方法

契約方法は、一般競争入札とする。ただし、補助事業の性質又は目的により、合理的理由があると所管課長が認めた場合は、この限りでない。

## 5 入札に関する事項

契約方法を決定した場合は、入札に関する次に掲げる事項について所管課長と協議のうえ、理事会等において議決を行わなければならない。入札に関する事項について理事会等で議決を得た場合は、公告期日の前日から起算して、10 日前までに公告概要（様式 1）を所管課長へ提出すること。

- ① 公告の方法
- ② 入札に付する事項

- ③ 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項
- ④ 契約条項を示す場所
- ⑤ 入札及び開札の場所並びに日時
- ⑥ 入札保証金に関する事項
- ⑦ 入札無効に関する事項
- ⑧ 前各号が掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

## 6 入札手続

### (1) 入札参加資格の確認

社会福祉法人等は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の入札参加資格の有無の確認のため、公告に設けた入札参加資格確認書類（様式2及びその他必要書類）の提出期限の翌日までに所管課長へ提出すること。

### (2) 入札参加有資格者の決定

入札参加有資格者の決定については、所管課長と協議のうえ、理事会等において議決を行うこと。入札参加有資格者の決定について理事会等で議決を得た場合は、入札参加資格確認結果（様式3）を入札参加希望者へ通知すること。

### (3) 入札時の立会い

入札を行う場合には、社会福祉法人においては、監事、複数の理事（理事長を除く）及び評議員を立ち合わせる。社会福祉法人以外においては、この規定の趣旨を踏まえた監査役、取締役その他の者をいう。なお、所管課長が必要と認める場合は、市の職員が立ち会うものとする。

### (4) 入札結果の報告

入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（様式4）を作成し、1週間以内に所管課長へ提出すること。なお、当該入札結果は、市及び社会福祉法人等においてホームページ等で公開するなど一般の閲覧に供するものとする。

## 7 契約締結の報告

社会福祉法人等は、契約締結に関して理事会等において議決を行うこと。契約締結後は、2週間以内に所管課長へ契約書及び理事会等の議事録の写しを提出すること。

## 8 補助事業に係る工事請負等契約に関する禁止事項

### (1) 一括下請け契約

元請業者から一括して下請けに出すことは禁止とする。

### (2) 寄附金等の受付

契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

9 所管課長の助言

所管課長は、社会福祉法人等が行う契約手続きに関して、必要に応じて助言することができる。

10 その他

この基準に定めのない事項については、市の公共事業の扱いに準じるものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年1月29日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。